

# 「ひょうご1.5℃ライフスタイル」出前教室業務 委託仕様書

## 1 目的

兵庫県では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、県民が家庭や日常生活の中で取り組める「脱炭素型」ライフスタイル（「ひょうご1.5℃ライフスタイル」）の推進に向けて、エコアクションの普及促進や環境学習、食品ロス削減に向けた「フードドライブ」などを展開している。

そこで、次代を担う子どもたちが、“地球にやさしい生活”や“食べ物の大切さ”への理解を深め、環境問題を自分事として考える契機となるよう、小学生を対象とした出前教室を実施する。

## 2 委託業務の内容

受託者は、以下の内容に基づき出前教室を企画・運営するものとする。

### (1) 実施条件

ア 対象学年：概ね小学3～6年生

イ 実施校数：県が選定した県内小学校 10校程度

ウ 実施単位：1校当たり1クラスを基本とする

但し、学校側が複数クラス合同での実施を希望する場合、その規模に応じて柔軟に対応する。

エ 授業時間：原則1コマ（45分間程度）

オ 実施日時：県が対象校の希望及び受託者の状況を勘案し決定

### (2) 授業のねらい

授業のねらいは、次のとおりとする。

ア 環境問題を“難しい話”ではなく“日々の生活の一環”として捉え、日常生活の中で主体的に脱炭素行動ができるようになる。

イ その効果が子どもから家族にも波及し、家庭全体が自然と脱炭素型の暮らしに変容する。

ウ SDGs（特に12番「つくる責任 つかう責任」、13番「気候変動に具体的な対策を」）と学校生活・家庭生活とのつながりを学び、環境学習の充実につなげる。

### (3) 授業テーマ

ア 上記(2)を踏まえた上で、次の2つのテーマを扱った授業を各々企画・提案する。

なお、どちらのテーマで授業を実施するかについては、学校側の事情も考慮し、学校ごとに県が決定することとするが、両方のテーマを含んだ内容となった場合でも、柔軟に対応すること。

#### (ア) 脱炭素型ライフスタイルの推進

環境配慮マーク（エコマーク等）への理解促進、身近なエコアクションなど。特に、環境配慮マークへの理解促進に関しては必ず授業の中でふれること。

#### (イ) 食品ロスの削減

食品ロスの現状、フードドライブ、家庭でできる取組など

イ いずれのテーマにおいても、授業の冒頭で、地球温暖化の現状や要因などについて分かりやすく説明し、アの取組の必要性への理解を深められるよう授業の流れを工夫する。

### (4) 授業形式

室内での実施を基本とする。

座学（説明）に加え、児童の興味や関心を引き、理解促進につながる創意工夫（クイズ・実験・グループワーク・ゲームの併用、教材の工夫など）を取り入れた授業とする。

また、理解度や満足度を把握するため、授業終了時に、児童等へのアンケートを実施する。（アンケート様式は、受託者が県と調整して作成する。）

#### (5) 学校との調整

受託者は、実施校、実施日時、授業テーマ等の決定後、授業内容の確認や当日の準備事項（学校側の事前準備や必要機材の有無の確認などを含む）等について、学校の担当教諭等と十分な調整を行う。

その際、必要に応じて、県職員が同行する。

#### (6) 代替実施

ア 県が選定した小学校数が 10 校に満たない場合、不足分については 公民館等での自由参加型の教室として実施することとする。

イ 実施内容や実施規模は、学校向け出前教室と同等程度とする。また、授業テーマや実施場所などは、県が受託者と協議して決定する。

ウ 実施に向けた広報については、県が受託者と協力し、チラシ作成などを通じて積極的な周知を図り、児童の集客に努める。

エ 参加料は無料とする。

オ 実施にあたり、会場使用料や附属設備使用料が必要となる場合は、県が妥当と認めた範囲において、県が別途負担するものとする。

#### (7) 業務の中止について

受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従う。

### 3 県への提出物

受託者は、次の企画書及び報告書を県へ提出する。

#### (1) 授業企画書

受託者が応募時に県に提出した企画提案書をもとに、実施内容の詳細※を出前教室実施日の 5 日前までに県に提出する。

※ 授業の流れ、各セクションの配分時間、実施手法、使用教材、当日の実施担当者など  
なお、次回以降、授業内容が同じ場合、県の指示により、提出物を簡素化することがある。

#### (2) 実施結果報告書

ア 受託者は出前教室の実施ごとに、実施日から30日以内に実施結果報告書を県に提出する。

イ 実施結果報告書には、実施場所（学校名等）、実施日時、担当教諭名、受託者側の担当者名、参加者の学年構成・人数、実施内容（授業スライド（パワーポイント形式など）、配布教材の情報のほか、児童の反応、苦勞した点などの参考情報を含む）、写真（児童が特定できない形）、授業終了時のアンケートの原本及び集計結果を記したもののほか、県が求める資料・データを提出する。

#### (3) 実績報告書

ア 受託者は、委託業務完了後30日以内または令和 9 年 4 月 30 日までのいずれか早い日までに実績報告書を県に提出する。

イ 実績報告書は、(2)の実施結果報告書をもとに全体をとりまとめた総括書類とする。

#### (4) 報告書の保存

上記(1)から(3)の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5会計年度保存すること。

### 4 委託金額

#### (1) 委託金額（上限）

金1,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (2) 対象経費

人件費（業務の企画・実施に直接かかる労務費に限る）、謝金、旅費、賃金、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費等）、会議費、役務費（通信運搬費、広告費、手数料、保険料等）、使用料及び賃借料、その他業務に必要な経費（ただし、単価10万円以上の備品購入費を除く）

### 5 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 6 業務実施上の留意点

#### (1) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### (2) 著作権

ア 本業務の成果物等にかかる著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。また、成果物は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。

イ 業務に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意する。取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、対象経費に含まれるものとする。

ウ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

エ 納入される成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

オ 受託者は、本業務により作成した成果物等にかかる著作者人格権を行使しないものとする。

#### (3) 県への損害賠償

受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。

#### (4) 疑義・協議

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従う。